

避難器具の設置に係る運用基準目次

1	用語の定義	1
2	共通事項	3
3	設置方法	5
(1)	避難はしご（固定はしご）	5
(2)	避難はしご（つり下げはしご）	7
(3)	避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご	7
(4)	緩降機	9
(5)	すべり台	10
(6)	すべり棒及び避難ロープ	11
(7)	避難橋	13
(8)	避難用タラップ	13
(9)	救助袋（斜降式のもの）	14
(10)	救助袋（垂直式のもの）	15
(11)	救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）	16
4	避難器具専用室	17
5	収容人員の算定方法	18
6	令第25条第1項第5号の取扱い	18
7	特定一階段防火対象物の取扱い	18
8	表示	20
9	避難器具の格納	21
10	取付方法	21
11	特例基準	22

1 用語の定義

- (1) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (2) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (3) 1号告示とは、避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）をいう。
- (4) 2号告示とは、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）をいう。
- (5) 条例とは、東大阪市火災予防条例（昭和48年東大阪市条例第38号）をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (7) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (8) 標識等の基準告示とは、標識及び掲示板等の表示基準（昭和53年東大阪市消防局告示第1号）をいう。
- (9) 41号通知とは、令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年消防予第41号・消防安第41号）をいう。
- (10) JISとは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。
- (11) 避難はしごとは、固定はしご、立てかけはしご及びつり下げはしごをいう。
- (12) 固定はしごとは、常時使用可能な状態で防火対象物に固定されて使用されるもの（収納式のもの（横棧を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能な状態にすることができるものをいう。以下同じ。）及びその下部を折りたたむこと又は伸縮させることができる構造のものを含む。）をいう。
- (13) つり下げはしごとは、防火対象物につり下げて使用されるものをいう。
- (14) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (15) 上下操作式避難ハッチとは、バルコニー等の消防活動上有効な開口部に消防隊等が進入するための設備をいう。
- (16) 緩降機とは、使用者が他人の力を借りずに自重により自動的に連続交互に降下することができる機構を有するものをいう。
- (17) すべり台とは、勾配のある直線状又はらせん状の固定された滑り面を滑り降りるものをいう。
- (18) すべり棒とは、垂直に固定した棒を滑り降りるものをいう。
- (19) 避難ロープとは、上端部を固定し、つりさげたロープを使用し降下するものをいう。
- (20) 避難橋とは、建築物相互を連絡する橋状のものをいう。
- (21) 避難用タラップとは、階段状のもので、使用の際、手すりを用いるものをいう。
- (22) 救助袋とは、使用の際、垂直又は斜めに展張し、袋本体の内部を滑り降りるものをいう。
- (23) 取付部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (24) 取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (25) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。

- (26) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (27) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。
- (28) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (29) 取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (30) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (31) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (32) 避難上有効な開口部とは、規則第4条の2の2に規定する直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部で、次に適合するものをいう。
- ア 床面から開口部の下端までの高さは、15センチメートル以内であること。
- イ 開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであること。
- ウ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- (33) 避難階とは、令第4条の2の2に規定するものをいう。
- (34) 特定一階段等防火対象物とは、階段及び傾斜路のうち、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この項において「特定用途部分」という。）が令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）をいう。

凡例

- 1 無印：法令基準
- 2 ●：行政指導基準であることを示す印
- 3 ▲：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印

避難器具

避難器具は、令第25条、規則第26条及び第27条並びに1号告示及び2号告示の規定によるほか、次によること。

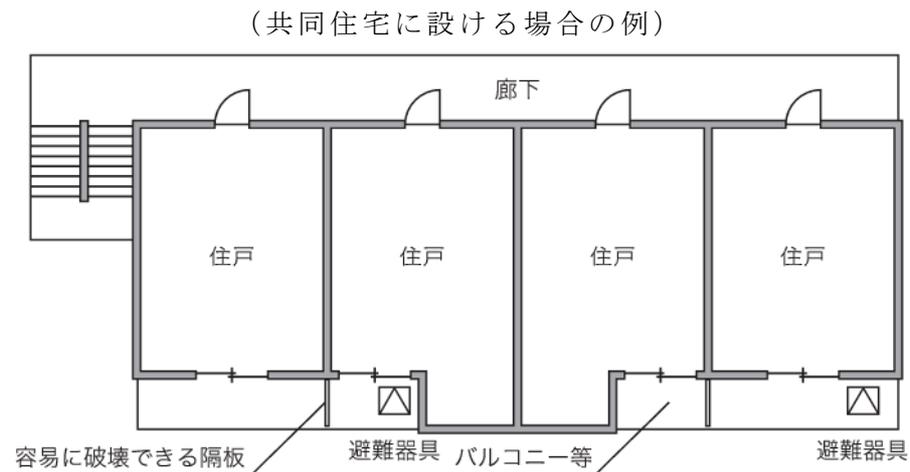
2 共通事項

(1) 令第25条第2項第2号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されていることをいうほか、次によること。

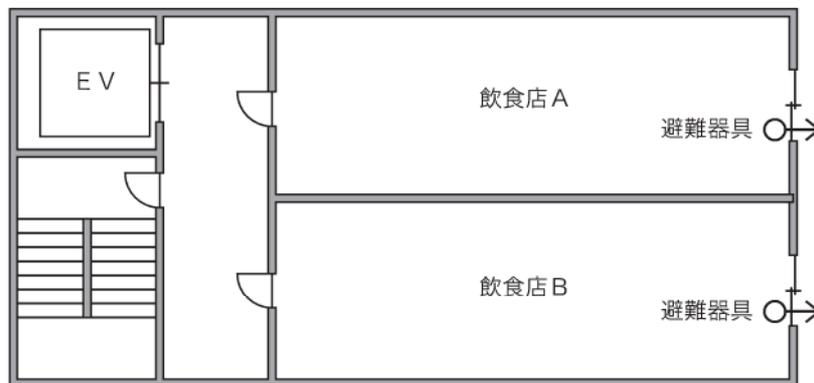
ア 避難器具に至る経路に扉がある場合は、施錠装置を設置しないこと。ただし、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあっては、この限りでない。

イ 管理権原が異なる等の理由により、避難器具に至る経路に施錠装置が設けられ、当該経路が確保できない場合は、避難器具に至ることができる経路ごとに避難器具を設置すること。●（図1）

図1



(飲食店に設ける場合の例)



飲食店AとBの営業時間が異なり、
階の各部分から避難器具に至る経路が確保できない場合

(2) 避難器具は、防火対象物の関係者又は利用者の目に触れにくい機械室、収納庫等に

は設けないこと。●

- (3) 隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあつては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること。なお、隔板等の大きさは、おおむね幅60センチメートル以上、高さ80センチメートル以上、下端の床面からの高さは15センチメートル以下とすること。●

ア 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨

イ 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法

ウ 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

エ 避難器具が設置されている旨（避難器具設置住戸に隣接する住戸側の隔板面に限る。）

- (4) 令第25条第2項第2号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時にすべての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置することをいう。▲

- (5) 避難器具は、設置した階から地上まで避難できるように設置すること。この場合において、セットバックした防火対象物又は避難器具用ハッチに格納された避難器具のように、避難階以外のバルコニー等に一時的に降下するような場合には、次の避難器具まで誤ることなく通じるよう降着面と近接して設置すること。●

- (6) 令第25条第2項第1号の規定により、2個以上の避難器具を設置する場合には、極端に偏在しないよう避難器具相互に適当な距離となる位置に設置すること。●

- (7) 避難器具（すべり棒、避難ロープ、避難橋及び避難タラップを除く。）を設置する開口部は、相互に同一垂直線上にない位置にあること。ただし、避難上支障のないものについては、この限りでない。

- (8) 避難器具の取り付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。

- (9) 避難空地は、同一敷地内とすること。●ただし、道路又は国若しくは地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるものについては、この限りでない。

- (10) 避難空地には、駐車場、駐輪場、植栽（芝生、地被植物その他草丈が低く避難上支障のないものを除く。）及びその他避難上支障となるものを設けないこと。

- (11) 避難通路は、次によること。▲

ア 原則として敷地内の屋外の通路とすること。

イ 屋内に設けるものにあつては、避難通路と他の用途に供する部分との間を耐火構造の壁若しくは床で区画し、かつ、当該壁の開口部には防火戸で随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は規則第13条第2項第1号ハ(イ)に適合する措置を講じたものを設けること。ただし、周囲の状況から避難上安全と認められる場合にあつては、この限りでない。

ウ 避難空地をバルコニー、専用庭等に設けたときは、避難上有効な扉又はくぐり戸を設け、避難通路に到達する経路を確保すること。ただし、扉又はくぐり戸を設け

ることが困難な場合は、人が容易に乗り越えることができる、手摺り高さ1.2メートル以下のバルコニーの壁、柵等を経路とすることができる。

- (12) 地階に設ける避難器具は、原則として、固定式の避難はしご又は避難用タラップとし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）又は避難器具専用室に設けること。
- (13) 設置場所の明るさを確保するため、次により照明設備を設けること。ただし、当該避難器具が屋外（バルコニー、屋上等）に設けられているもので、自然採光等により避難上支障のないもの、すべり台等の使用に際し、その操作を必要としないもの又は自主設置されたものは、この限りでない。▲
 - ア 照度は、避難器具設置場所の床面で1ルクス以上であること。
 - イ 条例第60条第2項第3号に規定する非常電源を付置した照明設備は、階段に設ける通路誘導灯の基準に準じて設けること。ただし、建基令第126条の4に規定する非常用の照明装置を設置した場合は、この限りでない。
- (14) 避難器具は、当該器具の利用者を考慮して選定すること。●
- (15) 防火対象物の避難階が2以上となる場合、令第25条第2項第1号に規定する表の階数は、降着側の避難階から避難器具を設置しなければならない階まで数えた階数とすることができる。●
- (16) 避難階の避難器具降下地点が住戸のバルコニーとなる場合、手すりの一部に開放できる扉を設け、当該扉の下端部の地盤面からの高さを1.2メートル以下とする等により、容易に外部へ避難できるものとする。▲
- (17) 規則第26条第3項の規定により、避難器具の設置個数を減免することができるのは、渡り廊下等で接続されている場合の取扱いに関する運用基準（平成30年東大阪市消防局例規通達第23号）により、別棟として取り扱うことができる場合に限るものとする。▲
- (18) 規則第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー、同一フロアの屋上その他これらに類するもの及び地階に設けられたドライエリアをいうこと。▲

3 設置方法

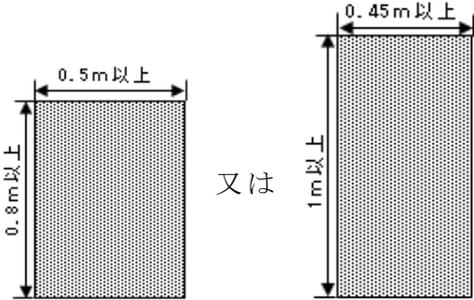
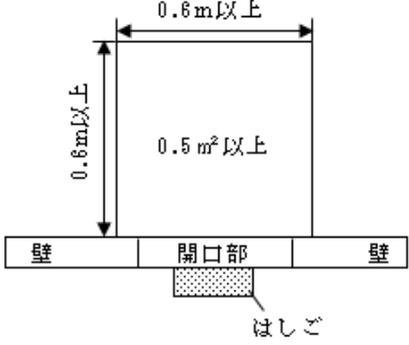
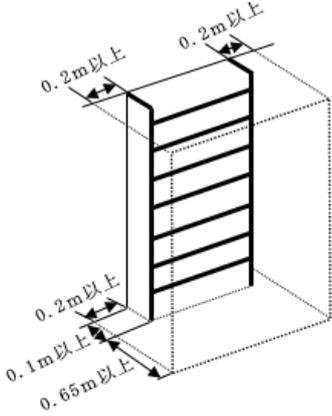
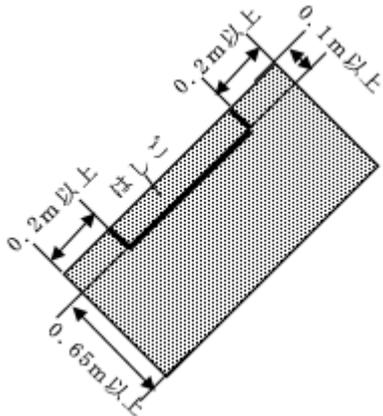
規則第27条並びに2号告示第3に規定する避難器具の設置位置、開口部の大きさその他周囲の状況等は、次によること。

(1) 避難はしご（固定はしご）

規則第27条第1項第4号及び2号告示第3第1号(1)に規定する避難はしごのうち固定はしごは、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさ、操作面積等については、表1によること。

表 1

開口部の大きさ	操作面積
<p>取付部の開口部</p> <p>(1) 壁面の部分に設ける場合 高さ0.8m以上、幅0.5m以上又は高さ1m以上、幅0.45m以上</p>  <p>又は</p> <p>(2) 床面の部分に設ける場合 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。</p> <p>(3) 開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、避難器具の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、操作、避難に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さは、それぞれ0.6m以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないもの</p> 
降下空間	避難空地
<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向）に0.2m以上、器具の前面から奥行き0.65m以上の角柱形の範囲。なお、横棧は、防火対象物から0.1m以上の距離を保有すること。</p> 	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p> 

イ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2メートル以下の高

さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。

ウ 使用状態にした場合における最下部横桟から降着面等までの高さは、0.5メートル以下であること。

エ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1メートルを超えるものにあつては1メートルとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。

オ 降下空間と架空電線との間隔は1.2メートル以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2メートル以上とすること。

カ 4階以上の階に固定はしごを設けるときは、アからオによるほか、次によること。

(ア) 固定はしごは、金属製であること。

(イ) 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。ただし、固定はしごを使用する際の落下を防止するための措置が講じられているものについては、この限りでない。

(ロ) (イ)に規定する「固定はしごを使用する際の落下を防止するための措置」とは、降下空間外に転落防止柵を設けるなどの安全対策を講じることを用いる。

(ハ) 固定はしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。ただし、避難上及び安全上支障のないものについては、この限りでない。

(2) 避難はしご（つり下げはしご）

規則第27条第1項第5号及び2号告示第3第1号(1)に規定する避難はしごのうちつり下げはしごは、次によること。

ア (1)アからカまでによること。この場合において、カの文中「固定はしご」とあるのは、「つり下げはしご」と、「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること」とあるのは「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設け、かつ、取付け具は避難器具用ハッチとすること」と読み替えること。

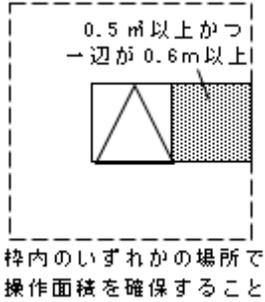
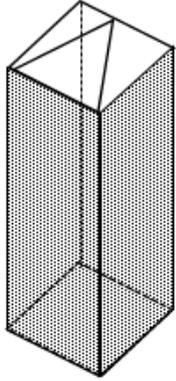
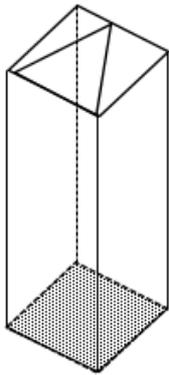
イ つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。

(3) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

規則第27条第1項第5号及び2号告示第3第1号(2)に規定する避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごは、(1)ウ、エ及び(2)イによるほか、次によること。

ア 取付部の操作面積等については、表2によること。

表 2

操作面積	降下空間
<p>0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないもの</p> 	<p>避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p> 
避難空地	
<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p> 	

イ 金属製避難はしごは、つり下げはしごであること。ただし、使用の際、突子が防火対象物の壁面等に接しない場合は、金属製はしごの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第3号)第2条第5号に規定するハッチ用つり下げはしごであること。

ウ 金属製避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

エ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。

オ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

カ 下蓋の下端は、避難器具用ハッチの下蓋が開いた場合に、避難空地の床面上1.8メートル以上の位置であること。

キ 同一直線上の避難器具については、隔板等を介さないよう設置すること。●

ク 降下空間及び避難空地には、エアコンの室外機や物干金物（容易に取り外せる状態の物干し竿は、含まない。以下同じ。）等の障害物がないこと。

ケ 避難器具用ハッチの降下口は、直上階の降下口（降下空間）との離隔距離を概ね0.6メートル以上確保すること。●

コ 避難器具用ハッチの降下口及び直上階の降下口（降下空間）は、隔板等からの離隔距離を概ね0.6メートル以上確保すること。●

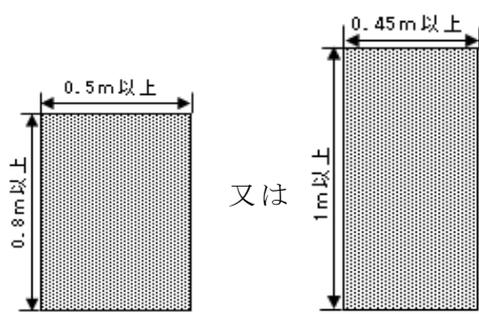
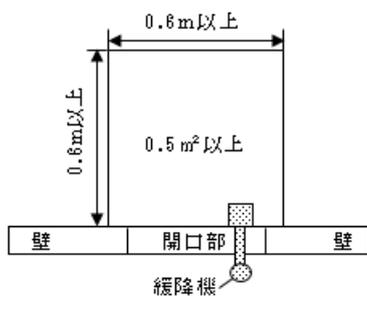
サ 避難はしごの吊り元側を建物側に向けて設置すること。●

(4) 緩降機

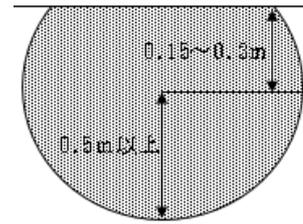
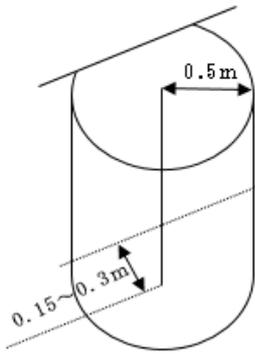
規則第27条第1項第6号及び2号告示第3第2号に規定する緩降機は、(1)エ及びオによるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさ、操作面積等については、表3によること。

表3

開口部の大きさ	操作面積
<p>取付部の開口部を</p> <p>(1) 壁面の部分に設ける場合 高さ0.8m以上、幅0.5m以上又は高さ1m以上、幅0.45m以上</p>  <p>又は</p> <p>(2) 床面の部分に設ける場合 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。</p> <p>(3) 開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、避難器具の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、操作、避難に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該緩降機の操作に支障のないもの</p> 
降下空間	避難空地
<p>緩降機を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上。また、壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設けること。なお、開口部等の壁面がない部分がある場合でも、緩降機での降下に支障を生じないものと判断できる場合</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>

は、壁面として取り扱うことができること。



イ 壁の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2メートル以下とすること。

ウ 床面からの高さが、0.5メートル以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

エ 0.1メートル以内で避難上支障のない場合若しくは0.1メートルを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、突起物を降下空間内に設け、又は降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては、器具相互の中心を0.5メートルまで近接させることができる。

オ 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から1.5メートル以上1.8メートル以下の高さとする。

カ 緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5メートルの範囲となるように設定すること。

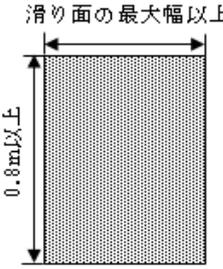
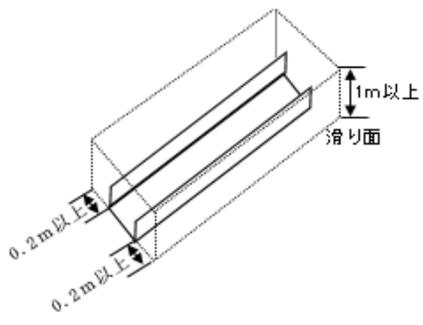
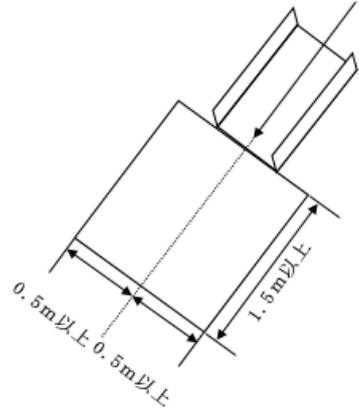
(5) すべり台

規則第27条第1項第7号及び2号告示第3第4号に規定するすべり台は、(1)イ、エ及びオによるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさ、操作面積等については、表4によること。

表4

開口部の大きさ	操作面積
<p>(1) 高さは0.8m以上で、かつ、幅は滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p> <p>(2) 開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、避難器具の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、操作、避難に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>

	
<p style="text-align: center;">降下空間</p>	<p style="text-align: center;">避難空地</p>
<p>すべり台の滑り面から上方に 1 m 以上及びすべり台の両端からそれぞれ外方向に 0.2m 以上の範囲内</p> 	<p>すべり台の下部先端から前方 1.5m 以上及びすべり台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m 以上の範囲</p> 

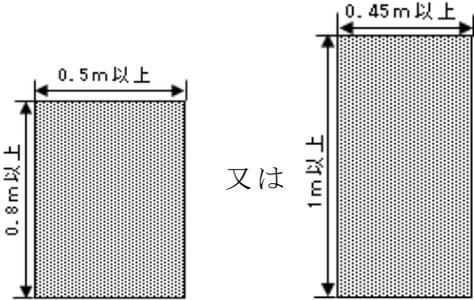
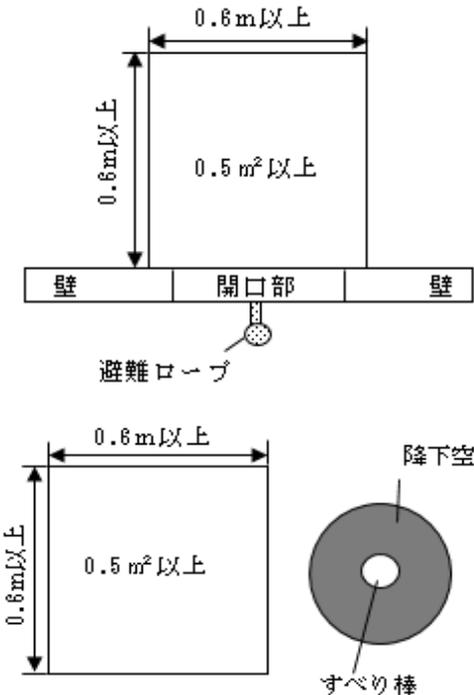
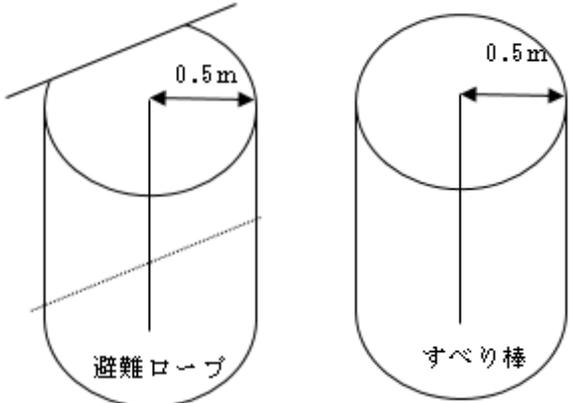
- イ 避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができるように設けること。
- ウ 転落を防止するための適当な措置を講じたものであること。
- エ すべり台の設置されている階の部分から当該すべり台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(6) すべり棒及び避難ロープ

規則第 27 条第 1 項第 8 号並びに 2 号告示第 3 第 5 号及び第 6 号に規定するすべり棒及び避難ロープは、(1)イ、ウ（すべり棒は除く。）、エ及びオによるほか、次によること。

- ア 取付部の開口部の大きさ、操作面積等については、表 5 によること。

表 5

開口部の大きさ	操作面積
<p>取付部の開口部を</p> <p>(1) 壁面の部分に設ける場合 高さ0.8m以上、幅0.5m以上又は高さ1m以上、幅0.45m以上</p>  <p>又は</p> <p>(2) 床面の部分に設ける場合 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。</p> <p>(3) 開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、避難器具の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、操作、避難に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該器具の操作に支障のないもの</p> 
降下空間	避難空地
<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱半径の範囲。ただし、避難ロープにあつては、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。</p> 	<p>避難上支障のない広さ</p>

イ すべり棒は、取付部の開口部の下端から1.5メートル以上の高さから降着面等まで設置すること。

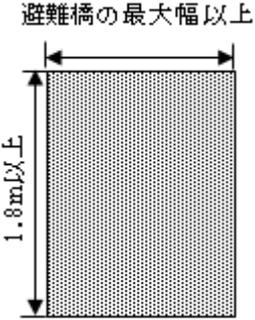
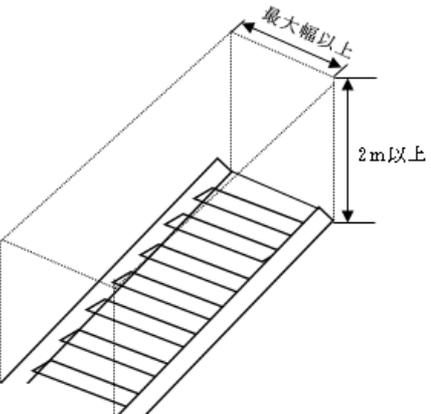
ウ すべり棒は、その上部及び下部を取付け具で固定できるものであること。

(7) 避難橋

規則第27条第1項第9号及び2号告示第3第7号に規定する避難橋は、(1)オ及び(5)エによるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさ、操作面積等については、表6によること。

表6

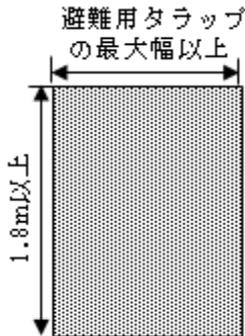
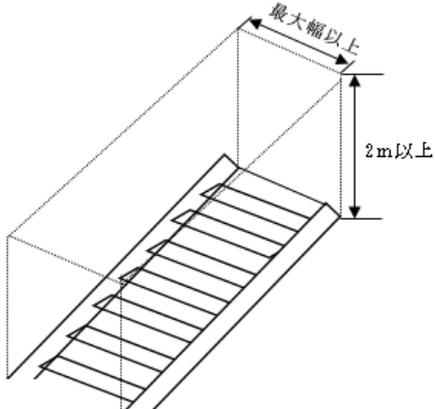
開口部の大きさ	操作面積
<p>高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上</p> 	<p>避難橋を使用するのに必要な広さ</p>
降下空間	避難空地
<p>避難橋の踏面から上方2m以上及び避難橋の最大幅以上</p> 	<p>避難上支障のない広さ</p>

イ 避難空地に設ける避難通路は、階段又はスロープ等へ避難上有効な経路を経て広場、道路等に通じていること。

(8) 避難用タラップ

規則第27条第1項第9号及び2号告示第3第8号に規定する避難用タラップは、(1)エ、オ、(3)カ及び(5)エによるほか、取付部の開口部の大きさ、操作面積等については、表7によること。

表 7

開口部の大きさ	操作面積
<p>高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難用タラップの最大幅以上</p> 	<p>避難用タラップを使用するのに必要な広さ</p>
降下空間	避難空地
<p>避難用タラップの踏面から上方2 m以上及び避難用タラップの最大幅以上</p> 	<p>避難上支障のない広さ</p>

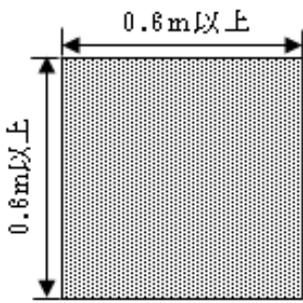
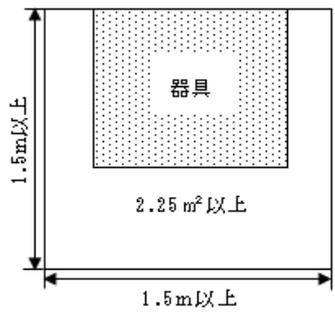
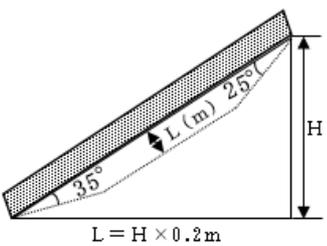
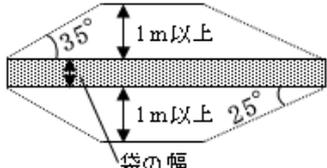
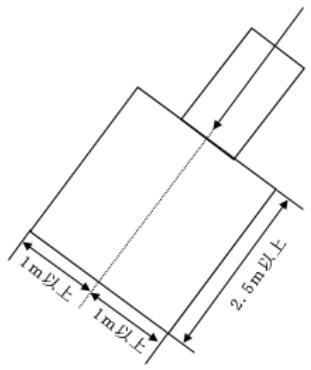
(9) 救助袋（斜降式のもの）

規則第27条第1項第10号及び2号告示第3第3号(1)に規定する斜降式の救助袋は、(1)イ、エ及びオによるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさ、操作面積等については、表8によること。

表 8

開口部の大きさ	操作面積
<p>(1) 高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。</p>	<p>救助袋の設置部分を含み、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること。</p>

 <p>(2) 開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、避難器具の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、操作、避難に支障がない場合は、この限りでない。</p>	
<p>降下空間</p>	<p>避難空地</p>
<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあつては25°、下部にあつては35°の範囲内であること。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m））以上とすることができる。</p>  <p style="text-align: center;">$L = H \times 0.2m$</p>  <p style="text-align: center;">袋の幅</p>	<p>展張した袋本体の下端から前方2.5m以上及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅</p> 

イ 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

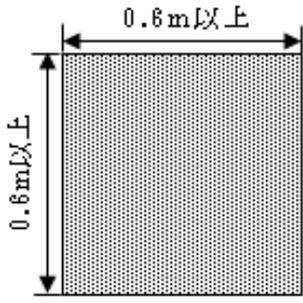
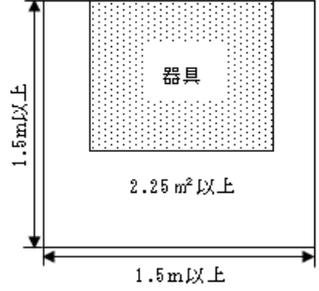
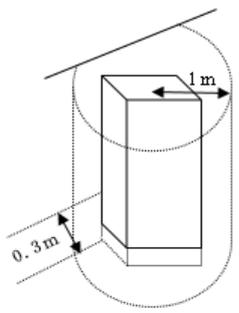
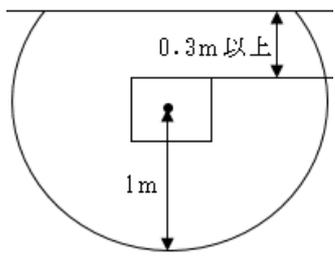
ウ 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5メートル以下であること。

(10) 救助袋（垂直式のもの）

規則第27条第1項第10号及び2号告示第3第3号(2)に規定する垂直式の救助袋は、(1)イ、エ、オ及び(9)ウによるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさ、操作面積等については、表9によること。

表9

開口部の大きさ	操作面積
<p>(1) 高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。</p>  <p>(2) 開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、避難器具の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、操作、避難に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>救助袋の設置部分を含み、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること。</p> 
降下空間	避難空地
<p>救助袋の中心から半径1m以上の円柱形の範囲とすること。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m））以上とすることができる。</p> 	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p> 

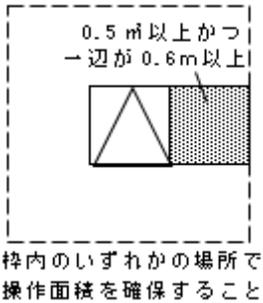
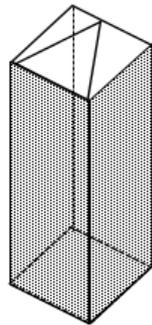
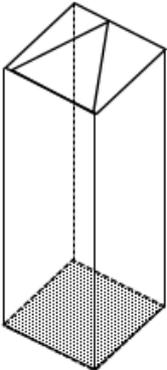
イ 降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外表面を1メートルまで接近させることができる。

(11) 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）

規則第27条第1項第10号及び2号告示第3第3号に規定する避難器具用ハッチに格納した救助袋は、(1)ウ、エ、(3)ウからカまで及び(9)ウによるほか、次によること。

ア 取付部の操作面積等については、表10によること。

表10

操作面積	降下空間
<p>0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該救助袋の操作に支障のないもの</p> 	<p>避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p> 
避難空地	
<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p> 	

キ 同一直線上の避難器具については、隔板等を介さないよう設置すること。●

ク 降下空間及び避難空地には、エアコンの室外機や物干金物等の障害物がないこと。

ケ 避難器具用ハッチの降下口は、直上階の降下口(降下空間)との離隔距離を概ね0.6メートル以上確保すること。●

コ 避難器具用ハッチの降下口及び直上階の降下口(降下空間)は、隔板等からの離隔距離を概ね0.6メートル以上確保すること。●

4 避難器具専用室

2号告示第4に規定する避難器具専用室は、次によること。

- (1) 不燃材料で区画されていること。ただし、建基令第112条の規定による防火区画がされている場合にあつては、当該規定によること。

- (2) 避難器具専用室は、避難に際し支障のない広さであること。
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用方法の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう1(13)イで規定する照明装置を設置すること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、常時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ1.8メートル以上、幅0.75メートル以上の防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けること。
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあつては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。
- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径0.5メートル以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。
- (8) 上昇口の上部に、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が1.2メートル以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあつては、おおむね180度開くものを除き、取付面と90度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

5 収容人員の算定方法

令第25条第1項第1号及び第2号の括弧書きの規定の適用については、次によること。

- (1) 令第8条の規定を適用し、上階と下階が別々の防火対象物となった場合であっても、同一棟の上階であることから当該規定を適用すること。
- (2) 令別表第1(16)項に該当する防火対象物で下階に括弧書きに規定されている用途が存する場合は、床面積のいかんにかかわらず、当該規定を適用すること。

6 令第25条第1項第5号の取扱い

令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段の個数の算出、収容人員の算定、設置場所等の取扱いについては、次によること。

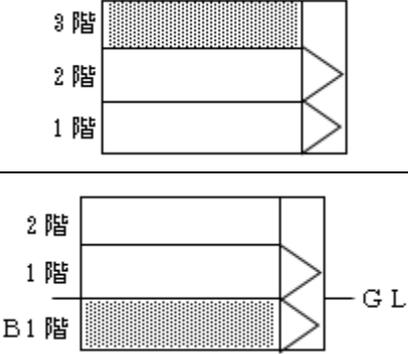
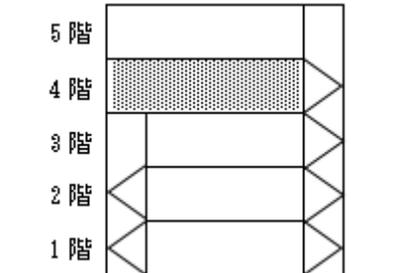
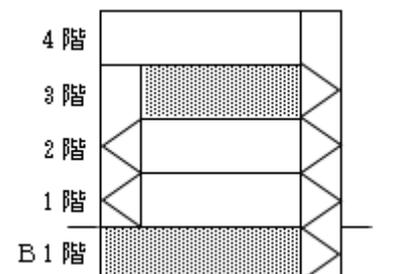
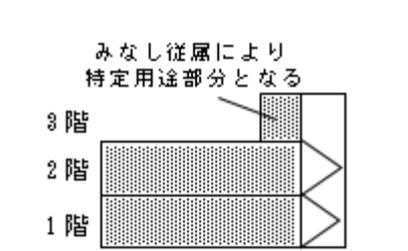
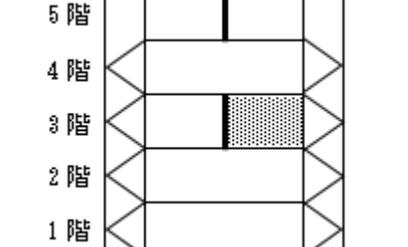
- (1) 地上に直通する階段の個数の算出については、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。
- (2) 収容人員の算定については、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに算定するのではなく、階全体で収容人員を算定するものであること。
- (3) (2)による収容人員の算定の結果、避難器具の必要個数が1である場合は、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに避難器具を設置すること。●

7 特定一階段等防火対象物の取扱い

規則第27条第1項第1号に規定する特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具は、次によること。

(1) 特定一階段等防火対象物又はその部分に該当する例については、次の表 1 1 によること。

表 1 1

概要	図	特例（令第 32 条適用）
<p>特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 1 系統の場合</p>		<p>2 階部分の避難器具については、規則第 27 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定を適用しないことができる。</p>
<p>特定用途部分が避難階以外の階に存し、2 系統ある屋内階段のうち、1 系統は全階、もう 1 系統は特定用途部分以外の部分が存する階まで通じている場合</p>		<p>屋内階段が 2 系統となる階の避難器具の設置については、規則第 27 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定を適用しないことができる。</p>
<p>特定用途部分が避難階以外の階に存し、地階に至る屋内階段が 1 系統、地上階の屋内階段が 2 系統ある場合</p>		<p>屋内階段が 2 系統となる階の避難器具の設置については、規則第 27 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定を適用しないことができる。</p>
<p>避難階以外の階に存する部分が、4 1 号通知 1 (2) に規定するみなし従属の取り扱いにより、特定用途部分とみなされる場合</p>		<p>当該避難階以外の階に存する特定用途部分とみなされる部分の避難器具については、規則第 27 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定を適用しないことができる。</p>
<p>特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 2 系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合</p>		<p>屋内階段が 2 系統となる階の避難器具の設置については、規則第 27 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定を適用しないことができる。</p>



特定用途部分 (注) 1階以外の階は、避難器具の設置義務がある。

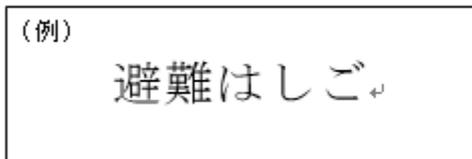
- (2) 規則第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具を常時、使用できる状態で設置するものをいう。

8 表示

表示は、規則第27条第1項第3号及び2号告示第5に規定するほか、次によること。

- (1) 規則第27条第1項第3号ロに規定する標識の設置場所は、避難器具の直近の見やすい箇所に標識等の基準告示に従い設けること。(図3及び図4)ただし、使用方法の簡便なものにあっては、使用方法にかかる表示を設置しないことができる。

図3



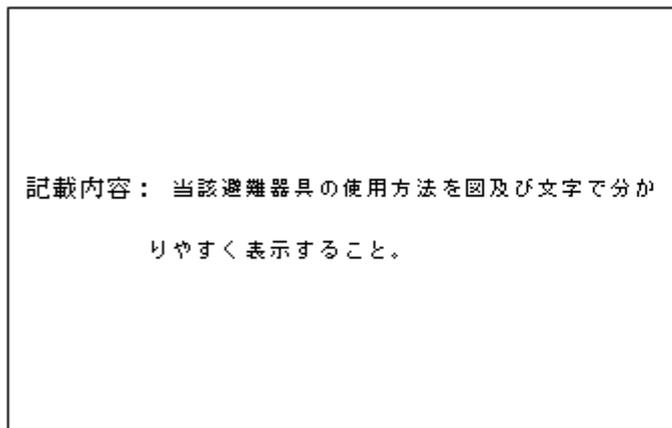
地：白色

文字：黒色

大きさ：縦12cm以上、横36cm以上

記載内容：当該避難器具の種類を表示すること。

図4



地：白色

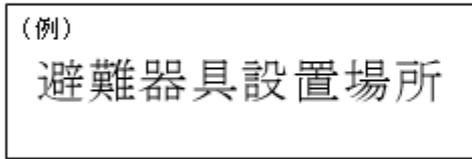
文字：黒色 1cm角以上

大きさ：長辺60cm以上、短辺30cm以上●

- (2) 特定一階段等防火対象物における標識の設置については、(1)の規定によるほか、次によること。

ア 規則第27条第1項第3号イに規定する「容易に識別できるような措置」とは、当該部分に標識(図5)を設けることで足りるものであるが、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であればこれ以外の方法によることもできるものであること。

図 5



地及び文字：相互に対比色となる配色

大きさ：縦 12cm 以上、横 36cm 以上

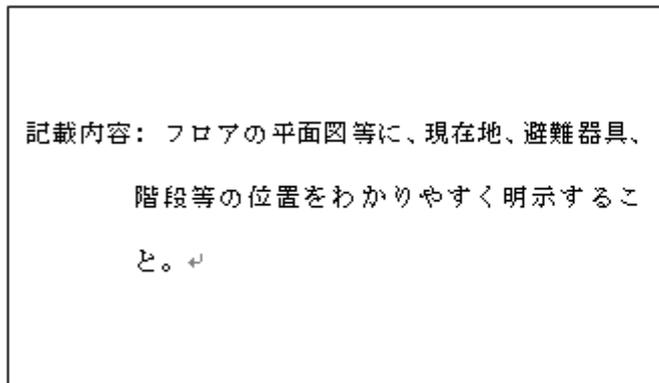
記載内容：「避難器具」、「避難」又は「救助」の文字を有する器具名若しくはシンボルマーク

1

規則第 27 条第 1 項第 3 号ハに規定する避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（附室が設けられている場合にあつては、当該附室）の出入口付近の見やすい箇所に設ける標識は、次によること。

(7) 標識の平面図には、避難器具設置等場所のほか、避難施設（階段等）を明示すること。（図 6）

図 6



地及び文字：相互に対比色となる配色

大きさ：縦 12cm 以上、横 36cm 以上とし、図、

文字等に合わせて、見やすい大きさを指導すること。▲

(イ) 標識は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に識別できる大きさとし、破損又は汚損しない方法により表示すること。

(ロ) 避難器具設置等場所の出入口とエレベーターホール又は階段室の出入口が近接する場合は、アによる標識を設けることで足りるものであること。

(3) 避難器具の降下地点には、降下地点であることを明示した標識を設けるか、容易に識別できる措置を講じること。●

9 避難器具の格納

2 号告示第 7 に規定する避難器具の格納は、次によること。

(1) 避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、当該避難器具を保護するため、格納箱等に収納すること。

(2) 格納箱等は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。

(3) 避難器具を格納する（避難器具用ハッチに格納するものを除く。）場合は、次によること。

ア 避難器具の格納箱等は、当該器具の種類、設置場所及び使用方法に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあつては、耐食措置を施したものであること。

イ 屋外に設けるものにあつては、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。

10 取付方法●

避難器具の取付方法は、2号告示第8に規定するほか、避難器具を取り付ける固定部には、一定の強度が求められることから木造部分への取付けを避け、取付け具を固定するには、一定の強度を有する金属拡張アンカーで施工する必要がある等、避難器具を取り付ける固定部の強度、取付け具の構造及び強度、取付け具を固定する場合の工法等について留意すること。

11 特例基準

避難器具を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条又は条例第52条の規定を適用し、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 防火対象物の配置状況により避難通路が、適正な幅員を確保できない場合において、周囲の状況から避難上安全と認められる場合又は安全に避難できるように措置した場合にあっては、2号告示第3第1号(1)ト、(2)ト、第2号から第6号まで及び第8号に規定する幅員未満とすることができる。

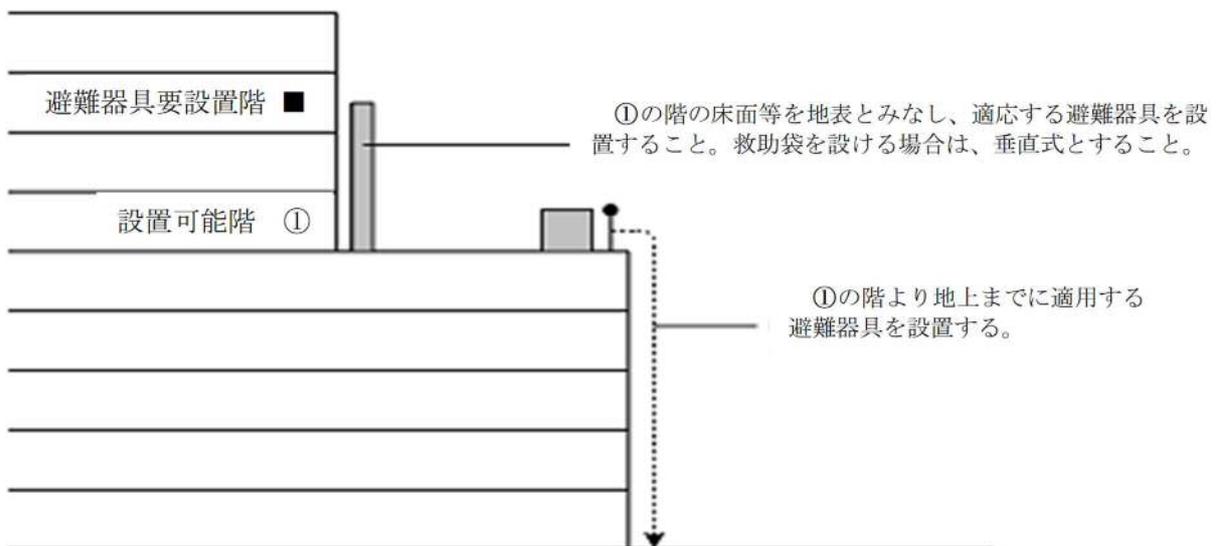
(2) 設置が困難である防火対象物の取扱い

避難器具を設置しなければならない防火対象物（木造を除く。）で、階段が前面道路に面して設けられ、かつ、当該防火対象物の両側面及び背面に隣接建物が近接していること等により避難器具を有効に設置することが困難であるものについて、避難器具の設置を要する階から、隣接建物のバルコニー、ベランダ、屋上若しくはアーケードの消火足場等へ容易に避難できる避難路を確保することができる場合は、避難器具を設置しないことができる。

(3) 道路の幅員による高さの制限の規制を受ける建築物等の取扱い

避難器具要設置階の壁面が下階より後退していることにより避難器具の設置が困難である防火対象物のうち、当該下階の屋上、バルコニー等が避難上十分な広さを有する防火対象物の場合は、次によることができる。（図7）

図7



ア 設置可能階（避難器具要設置階の下層階で地上に到達できる避難器具を設置することができる階をいう。以下同じ。）の屋上、バルコニー等は、奥行きが、おおむね1.5メートル以上であること。

イ 避難器具要設置階には設置可能階の屋上、バルコニー等に到達できる避難器具(避難ロープを除く。)を令第25条第2項第1号に規定する表に示す区分(当該表の階の区分は設置可能階を1階とみなす。)に従い、それぞれの階に適応するものとされる避難器具を設置すること。この場合において、救助袋にあっては、垂直式とすること。

ウ 設置可能階に設ける避難器具の個数は、避難器具要設置階又は設置可能階に必要とされる個数のうち最大となる個数とすること。

エ ウにより算出した設置可能階に設ける避難器具の個数については、設置可能階の屋上、バルコニー等から直接避難することができる規則第26条第2項に規定する階段の数を引いた数以上とすることができる。この場合において、当該引いた数が1に満たないときは、避難器具を設置しないことができる。

(4) 令第25条第1項の規定に基づき避難器具を設置しなければならない防火対象物のうち、令別表第1(7)項に掲げる防火対象物にあっては、次に適合するときは、避難器具を設置しないことができる。

ア 当該防火対象物に避難器具以外の設置を要する消防用設備等が設置され、維持されていること。

イ 特定主要構造部が耐火構造であること。

ウ 当該階に2以上の直通階段(傾斜路を含む。以下この号において同じ。)が設置されていること。

エ 当該階で居室の出入口部分から2以上の異なった経路により直通階段に到達できるものであること。ただし、当該階に到達できない居室がある場合であっても、その収容人員の合計が100人以下の場合は、この限りでない。

オ 屋外に設ける直通階段にあっては、不燃材料であること。

カ 地階を除く階数が4以下の防火対象物であること。

キ 通常夜間の使用がないこと。

ク 消防計画が提出され、当該消防計画に基づく避難訓練を年2回以上実施するものであること。

(5) さるばしごの取扱い

さるばしご(コの字型とした丸鋼等を防火対象物の壁面に直接取り付け、はしご状にして使用するものをいう。以下同じ。)を次により設置するときは、固定はしごとして取り扱うことができる。

ア さるばしごは、直径14ミリメートル以上35ミリメートル以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さのものとすること。

イ さるばしごのうち、横棧の長さは、内寸法で30センチメートル以上50センチメートル以下であること。

ウ 横棧相互は同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は25センチメートル以上35センチメートル以下とすること。

エ 壁面と各横棧との間隔は同一間隔で、かつ、10センチメートル以上とすること。

オ 横棧の材料は、JISG3101(一般構造用圧延鋼材)、JISG3123(みがき棒鋼)又はJISG3444(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくはこれと同等以上の強度及

び耐久性を有するものであり、かつ、有効な防食措置を講じること。

カ 横棧の踏面は、滑り止めの措置を講じたものであること。

キ さるばしごは、横棧の中央7センチメートルの部分に2キロニュートンの等分布荷重をかけた場合に、横棧及び取付部に破損等を生じないように設けること。

ク さるばしごは、前各号に定めるもののほか、固定はしごの例により設けること。